資料1-2

平成31年度保険料率に関する論点について

平成31年度保険料率に関する論点

1．平均保険料率

«現状・課題»

✓ 協会けんぽの平成29年度決算は、収入が9兆9,485億円、支出が9兆4,998億円、収支差は4,486億円と、収支差は前年度に比べてマイナス500億円となったものの、準備金残高は2兆2,573億円で給付費等の3.1か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。

✓ これは、協会においては、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、日本年金機構における適用対策、後期高齢者支援金の総報酬割への移行などの効果によるものと考えられる。

✓ 一方で、協会けんぽでは医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、団塊の世代が75歳以上となり、高齢者医療費の増加が見込まれる2025年を見据えれば、後期高齢者支援金等の規模は今後も拡大していくことが見込まれており、今後の財政状況については予断を許さない状況にある。

✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、今回も5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーション（詳細はＰ.8～15参照）を行ったところ、保険料率10%を維持した場合であっても数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

【論点】

➢ 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の５年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の推移などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、平成31年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」（詳細はＰ.6、7参照）

平成31年度保険料率に関する論点

２．都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

«現状・課題»

✓ 激変緩和措置の解消期限は、「平成32年３月31日」（平成31年度末）とされている。これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成30年度の激変緩和措置率は7.2/10。激変緩和措置の解消期限までに均等に引上げを図っていく場合の毎年の激変緩和率は、1.4/10ずつの引上げとなる。なお、平成30年度から本格実施（保険料率にも反映）するインセンティブ制度については、実際の保険料率への反映は、激変緩和措置の終了後の平成32年度からとなる。

【論点】

➢ 激変緩和措置の解消期限を踏まえ、平成31年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

３．保険料率の変更時期

«現状・課題»

✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、４月納付分（３月分）から変更している。

【論点】

➢ 平成31年度保険料率の変更時期について、平成31年４月納付分（３月分）からでよいか。

平成30年1月29日
第90回運営委員会資料

平成 30 年度保険料率について

平成 29 年 12 月 19 日
全国健康保険協会運営委員会

本委員会においては、本年９月から４回にわたり、協会の近年の財政状況、５年収支見通しや今後の保険料率のシミュレーション、医療保険制度全体の動向なども踏まえて議論を行ってきた。また、支部評議会においても同様に議論が行われた。その意見の概要は別紙のとおりである。これらを踏まえ、当委員会における平成 30 年度保険料率に係る議論について、以下のとおり整理する。

１．平均保険料率

○ 平成 29 年度保険料率に係る本委員会の議論の整理（平成 28 年 12 月 6 日に開催の本委員会資料１－１参照）においては、法令上、黒字基調の場合の協会けんぽの保険料率の設定には裁量の幅があることから、財政の状況について、短期で考えるか中長期で考えるかは選択の問題であることが確認された。

○ また、近年の協会けんぽの財政状況については、平成 28 年度決算において、被保険者数の大幅な増加や診療報酬のマイナス改定等の制度改正といった一時的要因により4,987 億円の黒字決算となり、準備金残高は１兆 8,086 億円、保険給付費等の 2.6 か月分という状況になっている。

○ 一方で、協会けんぽでは、一人あたり保険給付費の伸びが一人あたり標準報酬月額の伸びを上回るという財政の赤字構造が依然として解消しておらず、団塊の世代が後期高齢者となっている 2025 年を見据えれば、今後高齢者医療費への拠出金が増大することも見込まれる。

○ さらに、平均保険料率を維持した場合と平成 30 年度から引き下げた場合の今後の保険料率のシミュレーションが事務局から新たに示され、いずれの場合においても、長期的に見た場合の保険料率の上昇が見込まれ、平成 30 年度から保険料率を引き下げた場合には、より早い時期に保険料率を引き上げざるを得ない見込みが示された。

○ 本委員会ではこのような現状を踏まえて議論を行い、以下のような意見があった。

【平均保険料率について】

- 今後も一人あたり保険給付費の伸びが一人あたり標準報酬月額の伸びを上回る構造は変わらないと思われるとともに、また、高齢化に伴い高齢者医療への拠出金の増大も予測されるなか、特に 2025 年度以降に保険料率を大幅に上げざるをえない状況になるのではないかという懸念があることから、長期的スパンで保険財政を考えた方が良く、平均保険料率 10%は維持すべき。
- 一度保険料率を引き下げ、数年後に保険料率を引き上げた場合、加入者・事業主が感じる負担感は非常に大きい。平均保険料率 10%は、限界に近いものがある。
- 赤字の健康保険組合が500以上あり、保険料率10%以上の健康保険組合も増加する一方で、協会けんぽが保険料率を引き下げることはバランスを欠く。
- 一度保険料率を引き下げても数年間は財政を維持できるようであれば、引下げを行うべき。
- 中小企業の経営を考慮し、準備金が増加していく場合には、少しは保険料率を引き下げる気持ちがなければいけない。
- 5年先 10 年先の状況の変化は読みづらいので、引き下げられる時は引き下げ、状況に応じて引き上げるといった形でもよいのではないか。

【保険料率を考えるに当たっての留意点について】

- 公的医療保険は単年度収支均衡が原則である一方、協会けんぽは国庫補助を受けていることから、その持続可能性や安定的運営を十分考慮する必要がある。
- 協会けんぽ発足前には、保険料率の引下げにより国庫補助が減額されるという事態が起こっているので、保険料率の引下げは慎重に考えなければならない。

2．都道府県保険料率を考える上での激変緩和措置

平成 30 年度の激変緩和率は 7.2/10 に引上げることで特段の異論はなかった。

3．保険料率の変更時期

平成 30 年４月納付分から変更するということについて、特段の異論はなかった。

平成30年1月29日
第90回運営委員会資料

平成30年度の保険料率について
＜支部評議会における主な意見＞

意見の概要

1．30年度の平均保険料率について

① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	14 支部
② ①と③の両方の意見のある支部	19 支部
③ 引き下げるべきという支部	14 支部

2．30年度の激変緩和措置について

① 激変緩和措置を早期に解消するべきという支部	0 支部
①と②の両方の意見のある支部	1 支部
② 激変緩和措置を計画的に解消するべきという支部	35 支部
②と③の両方の意見のある支部	0 支部
③ 激変緩和措置の解消を可能な限り緩やかにするべきという支部	8 支部
その他（①と③に意見が分かれた支部）	1 支部

（「意見なし」等が2支部）

3．保険料率の変更時期について

4月納付分からの改定が望ましい	45 支部
うち、その他の意見もある支部（再掲）	4 支部

（「意見なし」が2支部あり）

4．その他　30 支部

※ 第86回運営委員会（9/14）後に開催された47支部の評議会（10/4～11/6）の中で出された主な意見として支部から提出されたものを整理した。

平成30年1月29日
第90回運営委員会資料

第 89 回全国健康保険協会運営委員会（29 年 12 月 19 日）
発言要旨

(理事長)

○ 平成 30 年度保険料率については、本委員会において 9 月以降 4 回にわたり精力的にご議論をいただき、委員長をはじめとする各委員の皆様には、厚く感謝申し上げる。

○ 今回の議論に当たり、先ほどの資料 1 にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。

○ これを見ると、平均保険料率の 10%を維持した場合であっても、中長期的には 10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている 2025 年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。

○ 今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率 10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率 10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。

○ また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。

○ 以上を踏まえ、協会としては、平成 30 年度の保険料率については 10%を維

平成30年1月29日
第90回運営委員会資料

持したいと考える。

○ なお、激変緩和率については、平成 31 年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成 30 年度は 10 分の 7.2 として 10 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については、平成 30 年 4 月納付分からとしたいと考えている。

○ 最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで 3 年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5 年ないし 2025 年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。3 回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

平成29年度第3回
富山支部評議会より

富山支部評議会での意見

1．平成 30 年度保険料率について

○　医療保険制度全体の動きを見つつ、財政を短期で考えるのか長期で考えるのか、５年か 10 年かあるいはさらに長いスパンで考えるのかということだと思うが、中小企業としてはなるべく保険料は安いほうがよい。

○　下げられるときには下げ、上げるときには上げるべき。

○　下げられるときには下げるべきである。ただし下げ幅については議論が必要。

○　中長期的に考えると 10%維持がよい。

○　多少余裕を持った方がよいと考える。赤字構造であるので、平成 32 年、33 年くらいになると準備金を使ってしまい料率を引き上げなければならないことを考えれば、今引き下げることもない。

2．平成 30 年度の激変緩和措置について

○　計画通りに進めていただきたい。

3．保険料率の変更時期について

○　４月でよい。

○　標準報酬の改定が９月であることから、手数がかからないのであれば被保険者は９月の方が保険料率に興味を持っていただけるのではないか。

4．その他

○　どのくらいのスパンで見るかというのは、10 年くらいの長いスパンで見て、その中で準備金の水準などを見ていく必要がある一方で、保険料率を決めるということについては５年程度のスパンで見ていけばよい。

○　中期的に見れば収支が厳しくなるのは分かっているため、短期で見て判断するべきではない。

昨年度の意見書

平成 30 年 1 月 22 日

全国健康保険協会
理事長　安藤　伸樹　様

富山支部長　松井　泰治

平成 30 年度の都道府県単位保険料率決定に係る支部長意見について

標記について、健康保険法の規定に基づき、下記のとおり申出を行います。

記

平成 30 年度の当支部の保険料率について、全国平均保険料率を 10%、激変緩和率を 7.2/10 として計算した場合、9.81%となり、前年比 0.01%の引き上げとなります。

先般開催した支部評議会では、当協会の構造的な問題がある中、現状セーフティネットとして国庫補助 16.4%があることなども踏まえ、中長期的に安定的な財政運営を行うためには、当協会として全国平均保険料率 10%維持の決断はやむを得ず、当支部保険料率が 9.81%となることに評議員の了解を得ることができました。

しかしながら、評議会では支部の対応を含めた協会への要望等について別紙の意見を踏まえ、インセンティブ制度等、加入者の行動変容について保険料率に影響を与える事業は当支部で特に注力するところとしています。

以上

参考

単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）

○ 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金（法定準備金）として積み立てなければならないとされている（健康保険法160条の2）。

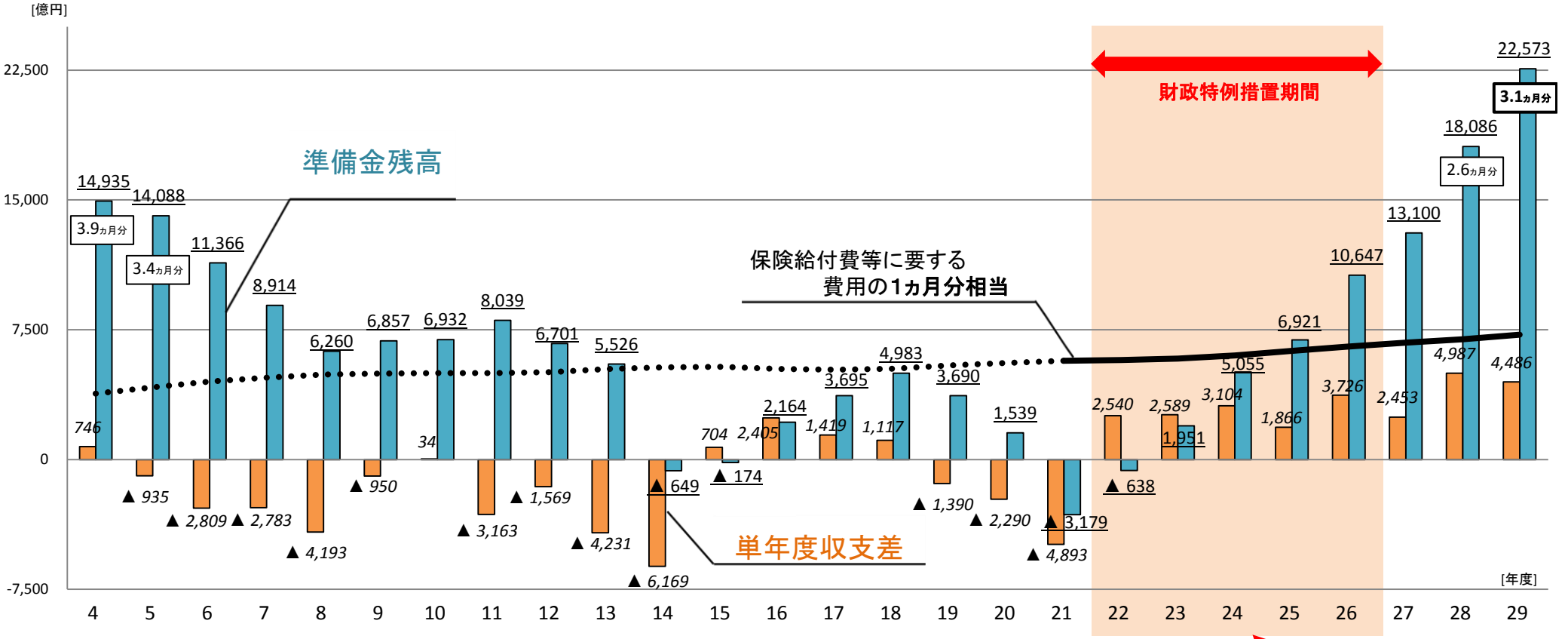

（6年度）
・食事療養費
制度の創設

（9年度）
・患者負担2割

（12年度）
・介護保険制度導入

（15年度）
・患者負担3割、総報酬制へ移行

（20年度）
・後期高齢者
医療制度導入

（22年度）
・国庫補助率
13.0%→16.4%

（27年度）
・国庫補助率
16.4%

（4年度）
・国庫補助率
16.4%→13.0%

（10年度）
診療報酬・薬価等
のマイナス改定

（14年度、16年度、18年度、20年度）
診療報酬・薬価等のマイナス改定

老人保健制度の対象
年齢引上げ（14年10月～）

（28年度）
診療報酬・薬価等
のマイナス改定

保険料率
8.4% → 8.2%（H4.4月～） → 8.5%（H9.9月～） → 8.2%（H15.4月～） → 9.34%（H22年度） → 9.50 %（H23年度） → 10.00 %（H24年度～）

（注）1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

（参考1） 来年度以降の10年間（2028年度まで）の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況

（協会けんぽ（医療分）の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算）

協会けんぽ（医療）の５年収支見通し（２０１８年９月試算）の前提に基づき、２０１９年度（平成３１年度）以降の平均保険料率を１０．０%、９．９%、９．８%、９．７%でそれぞれ維持した場合について、今後１０年間（2028年度まで）の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

- 平均保険料率10%維持の場合の準備金残高は、Ⅰの「賃金上昇率：2020年度以降　低成長ケース×０．５」のケースでは2024年度、Ⅱの「賃金上昇率：2020年度以降0．6%」のケースでは2021年度、Ⅲの「賃金上昇率：2020年度以降0%」のケースでは2020年度をピークに減少し始め、2019年度（平成31年度）以降に平均保険料率を引き下げたケースでは準備金残高のピークは更に早まる。
- 法定準備金に対する準備金残高は、Ⅰの「賃金上昇率：2020年度以降　低成長ケース×０．５」のケースでは、平均保険料率を2019年度（平成31年度）以降9．7%とした場合には2027年度には1か月分を割り込み、Ⅱの「賃金上昇率：2020年度以降0．6%」のケースでは、平均保険料率を2019年度（平成31年度）以降9．9%とした場合には2027年度には1か月分を割り込む。Ⅲの「賃金上昇率：2020年度以降0%」のケースでは、平均保険料率10．0%維持の場合でも2026年度には1か月分を割り込む。

Ⅰ　賃金上昇率：２０２０年度以降　低成長ケース×０．５

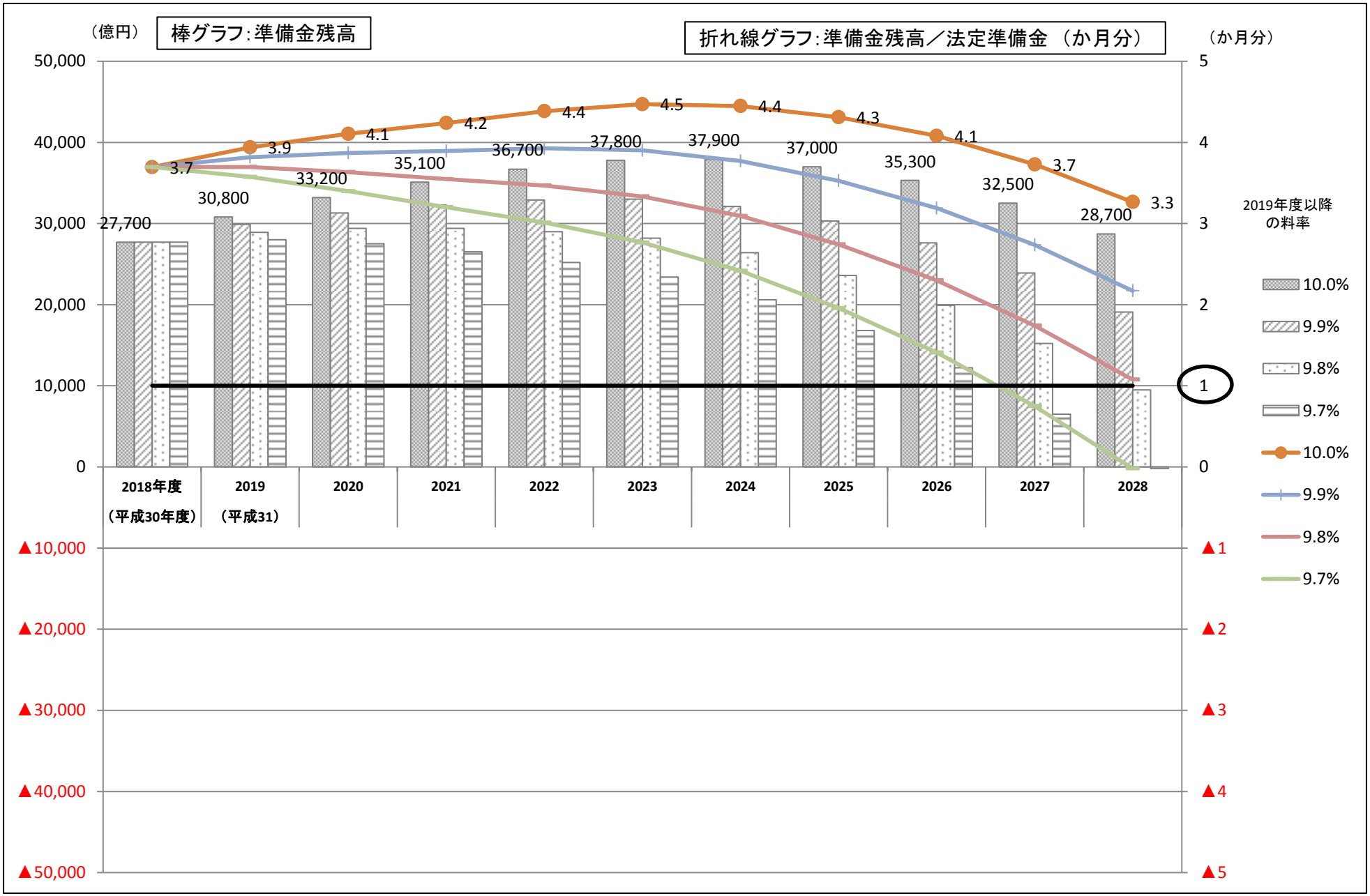

Ⅱ　賃金上昇率：２０２０年度以降　０．６％

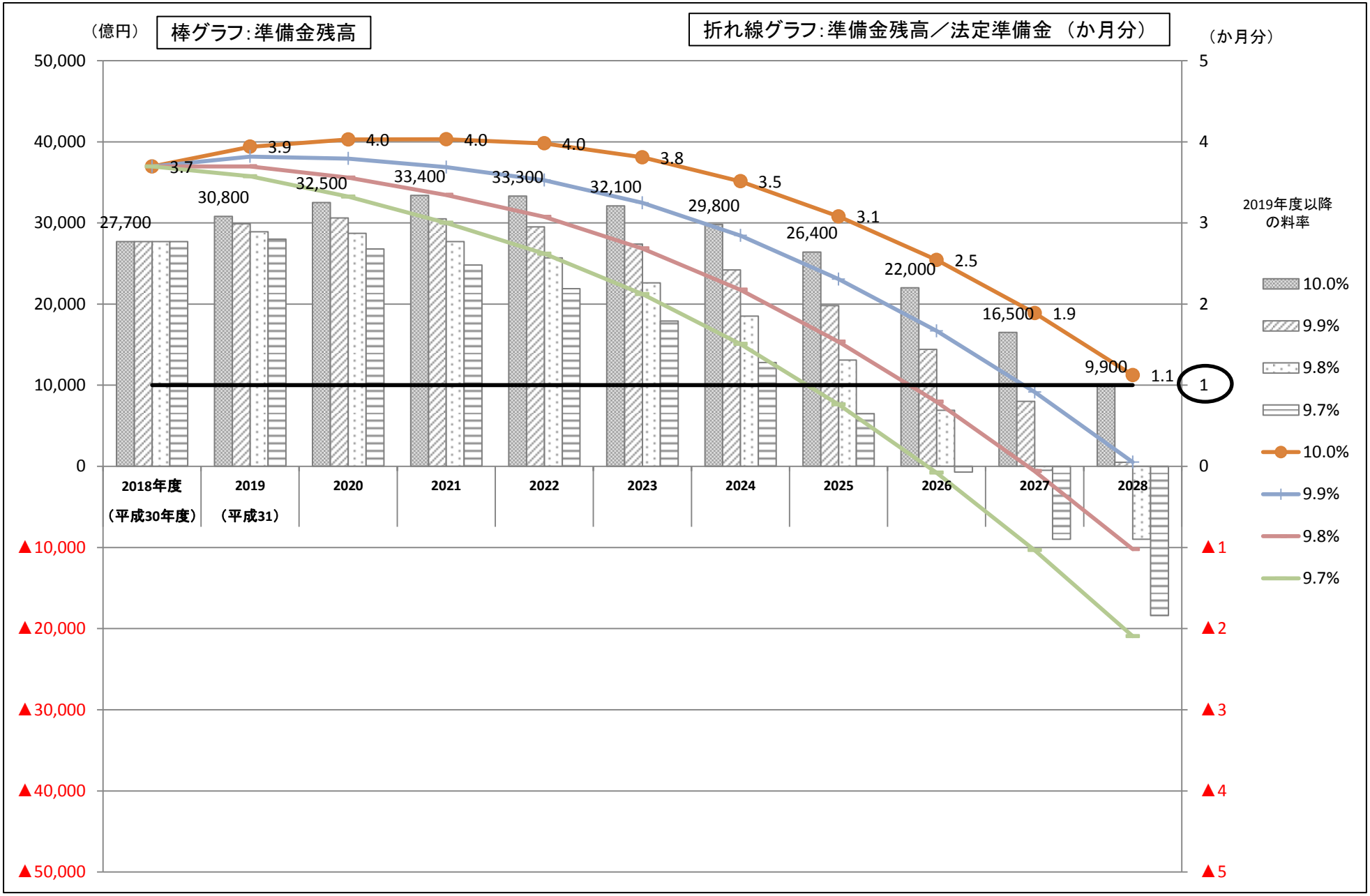

Ⅲ　賃金上昇率：２０２０年度以降　０%

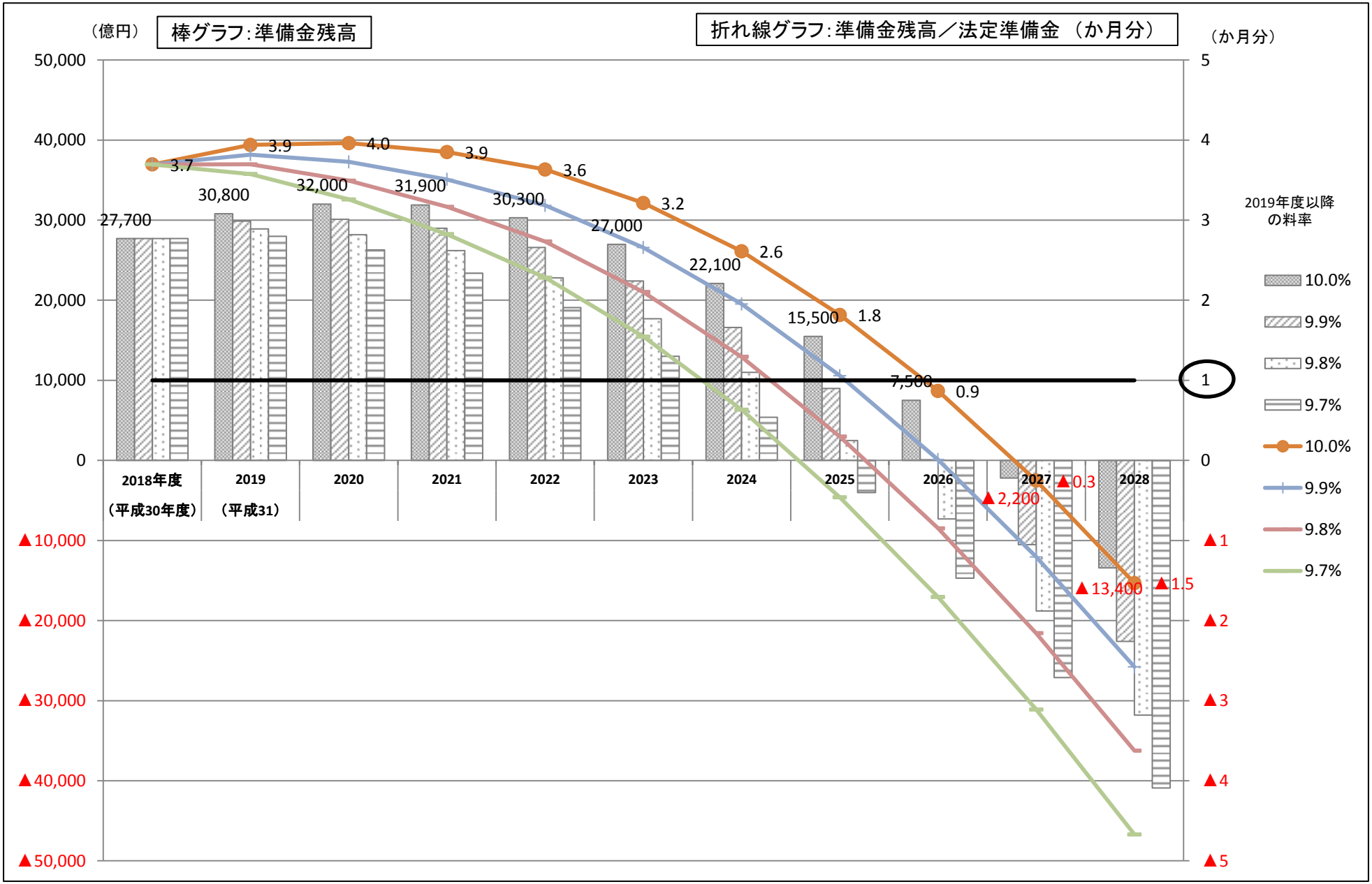

（参考２） 今後の保険料率に関するシミュレーション

【シミュレーション方法について】

・ 2019年度（平成31年度）以降、準備金残高が法定準備金（給付費等の1か月分）を確保している間、機械的に10%及び9.8%とし、それぞれについて法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げた上で（※）、2028年度までの見通しをシミュレーションしたもの。

・ 2020年度以降の賃金上昇率については、5年収支見通しのケースⅠ（低成長ケース×0.5）、ケースⅡ（0.6%）及びケースⅢ（0%）を使用し、それぞれについて作成。

※ 健康保険法施行令第46条第1項において、「協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（中略）を含み、法第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。」とされている。
本シミュレーションはこの規定を参考として行うもの。

【Ⅰ. 賃金上昇率：2020年度以降 低成長ケース×0.5】

・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、仮に2019年度（平成31年度）以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合のどちらの場合であっても、2028年度まで、準備金残高が法定準備金を上回る。

【Ⅱ. 賃金上昇率：2020年度以降 0.6%】

・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2022年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高が年々減少するものの、2028年度まで準備金残高が法定準備金を上回る。

・ 仮に2019年度（平成31年度）以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2020年度以降準備金を取崩すことにより、2025年度までは保険料率を維持できるものの、2026年度からは年々上昇を続け、2028年度には10.7%に達する。

【Ⅲ. 賃金上昇率：2020年度以降 0%】

・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2021年度には単年度収支差が赤字となる。以降、準備金残高を取崩すことにより2025年度までは保険料率を維持できるものの、2026年度からは年々上昇を続け、2028年度には11.3%に達する。

・ 仮に2019年度（平成31年度）以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2020年度以降準備金を取崩すことにより、2024年度までは保険料率を維持できるものの、2025年度からは年々上昇を続け、2028年度には11.3%に達する。

Ⅰ．2020年度以降の賃金上昇率・低成長ケース×0.5の場合

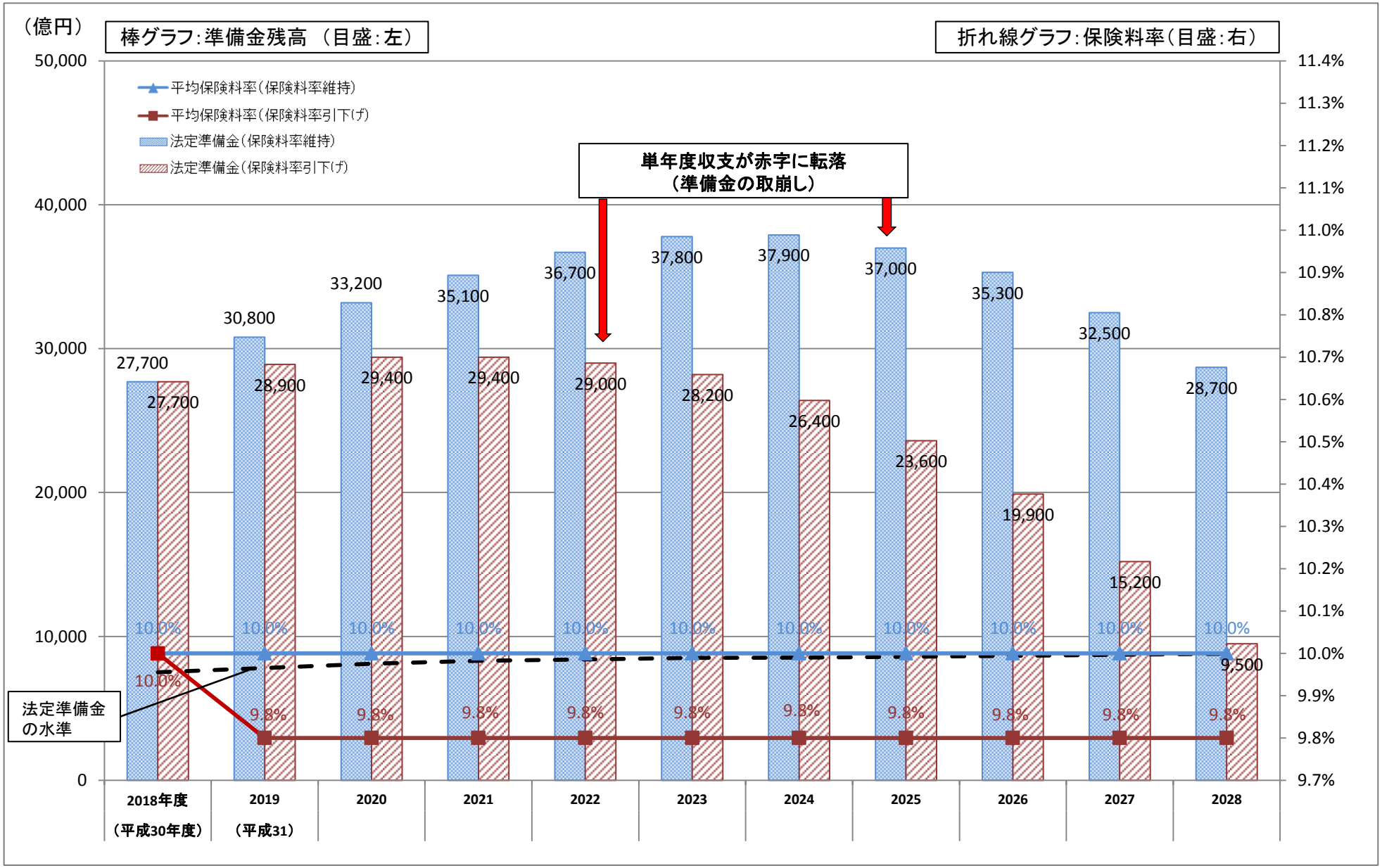

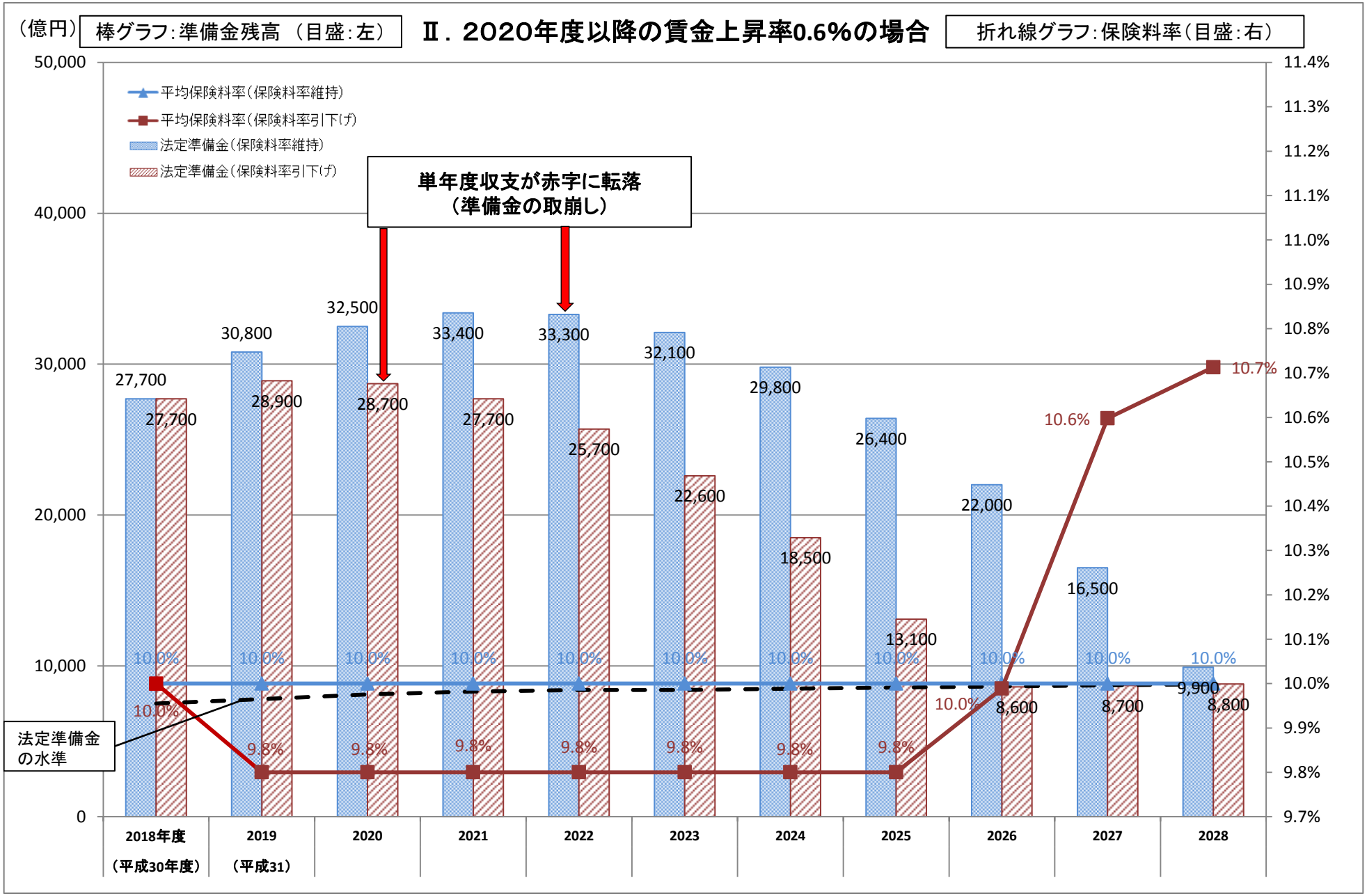
（億円）
棒グラフ：準備金残高 （目盛：左）
Ⅱ．2020年度以降の賃金上昇率0.6%の場合
折れ線グラフ：保険料率（目盛：右）
平均保険料率（保険料率維持）
平均保険料率（保険料率引下げ）
法定準備金（保険料率維持）
法定準備金（保険料率引下げ）
単年度収支が赤字に転落
（準備金の取崩し）
法定準備金の水準
50,000
40,000
30,000
20,000
10,000
0
11.4%
11.3%
11.2%
11.1%
11.0%
10.9%
10.8%
10.7%
10.6%
10.5%
10.4%
10.3%
10.2%
10.1%
10.0%
9.9%
9.8%
9.7%
27,700
27,700
30,800
28,900
32,500
28,700
33,400
27,700
33,300
25,700
32,100
22,600
29,800
18,500
26,400
13,100
22,000
8,600
16,500
8,700
9,900
8,800
10.0%
9.8%
10.6%
10.7%
2018年度
（平成30年度）
2019
（平成31）
2020
2021
2022
2023
2024
2025
2026
2027
2028

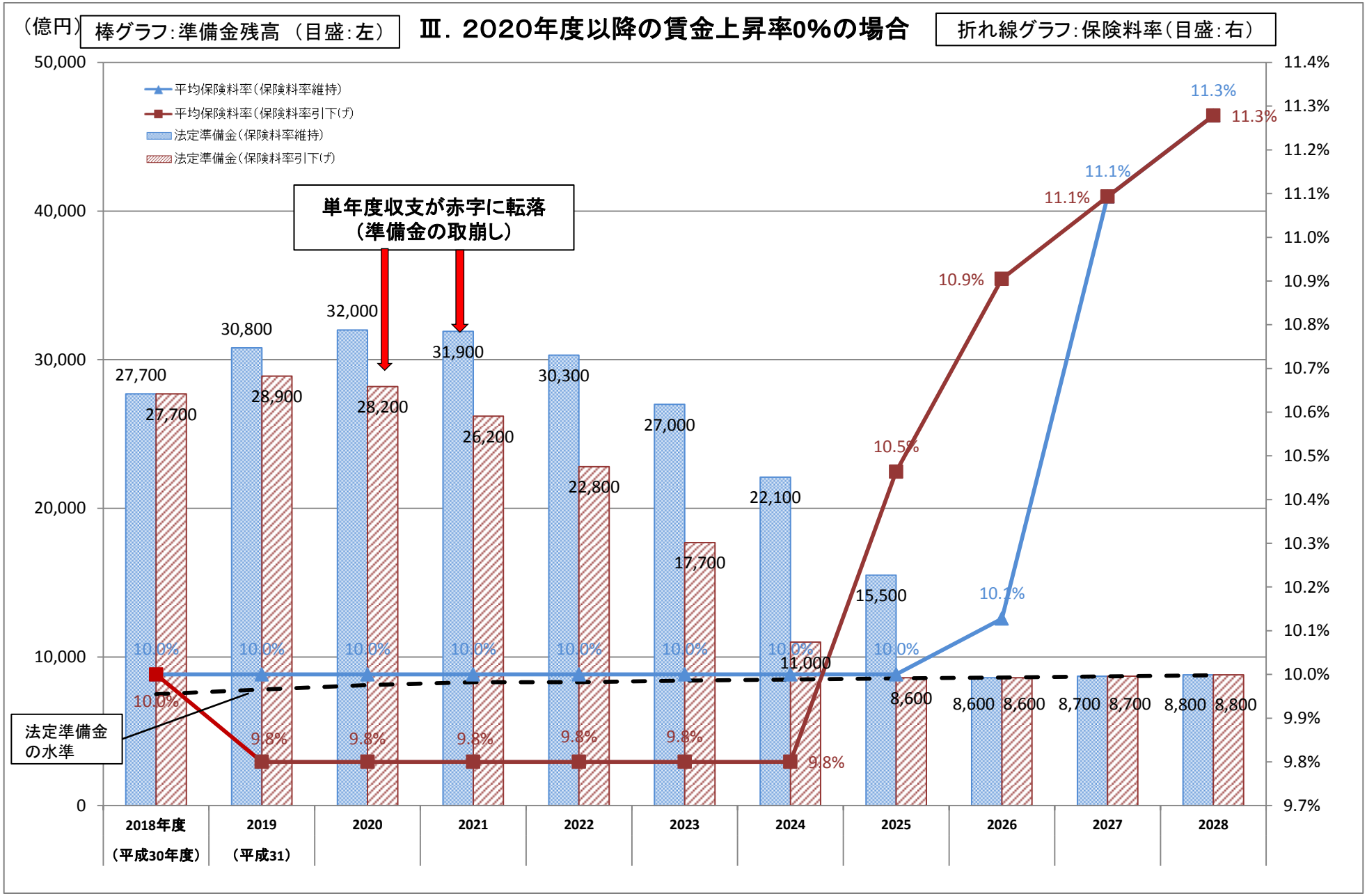
（億円）
棒グラフ：準備金残高 （目盛：左）
Ⅲ．2020年度以降の賃金上昇率0%の場合
折れ線グラフ：保険料率（目盛：右）
平均保険料率（保険料率維持）
平均保険料率（保険料率引下げ）
法定準備金（保険料率維持）
法定準備金（保険料率引下げ）
単年度収支が赤字に転落
（準備金の取崩し）
法定準備金の水準
50,000
40,000
30,000
20,000
10,000
0
11.4%
11.3%
11.2%
11.1%
11.0%
10.9%
10.8%
10.7%
10.6%
10.5%
10.4%
10.3%
10.2%
10.1%
10.0%
9.9%
9.8%
9.7%
27,700
27,700
30,800
28,900
32,000
28,200
31,900
26,200
30,300
22,800
27,000
17,700
22,100
11,000
15,500
8,600
8,600
8,600
8,700
8,700
8,800
8,800
10.0%
9.8%
10.5%
10.9%
11.1%
11.3%
10.1%
2018年度
（平成30年度）
2019
（平成31）
2020
2021
2022
2023
2024
2025
2026
2027
2028

９月１３日の運営委員会における意見

○　協会けんぽの財政は赤字構造であり、昨年末の理事長発言にあった中長期で考えるということも理解できる。しかし、事業主、加入者によって成り立っている制度であり、その理解を得る必要がある。準備金残高が法定準備金の3.1か月分まで積み上がっている状況において、保険料率を下げられる時は下げることも選択肢の一つとして議論していただきたい。
○　平成29年度決算の収支は黒字ではあるが、医療費の伸びによる支出も増えており、収支差が減少している。そのため、医療費の抑制に視点を向けなければならないのではないか。 ○　中小企業は厳しい状況の中で、保険料を負担している。準備金も積み上がっており、引き下げられるのであれば、引き下げるべきである。また、引き上げなければならなくなった時は、国庫補助上限である20%まで引き上げを要請するべきである。
○　協会けんぽの財政状況は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造であり、今後も予断を許さない状況であることを認識しておくべきである。また、保険料率を一度引き下げると今後引き上げることになった場合の上げ幅が大きくなることから、慎重な検討が必要である。 ○　現行の平均保険料率10%は、経営者側にも労働者側にも限界であり、これ以上上がらないよう死守しなければならない。 ○　協会けんぽには、国庫補助が入っているが、過去には保険料率の引下げにあわせ、国庫補助も引き下げられたことがあるため、現行の平均保険料率10%は維持しなければならない。 また、協会けんぽの保険料率は、健康保険組合の存続にも影響があることを加味しておかなければならない。
○　平均保険料率１０%を維持して、中長期的に安定した運営を行うべきである。また、加入者や事業主に対する周知と理解を得ることが重要である。

9月13日の運営委員会における意見

○　被保険者の立場としては、賃金が上がらない状況において、保険料がさらに上がると二重に苦しくなる。準備金が積み上がっている状況ではあるが、保険料率を引き下げるよりも、現状の10%をできる限り維持してもらいたい。
○　準備金が積み上がり、平均保険料率10%をしばらく維持するということだが、高齢化のピークを迎える2040年を見据えておく必要がある。いずれ保険料率を引き上げる時がやってくることを考えれば、保険料率は、その年に必要な費用をきちんと確保するようにすべきであって、中長期的にみると毎年0.1～0.2%程度引き上げなければならない状況にあるということを、加入者を含めた内外に説明し、保険料率の引き上げについて理解を得る必要がある。
○　保険料率を短期でみるのか、中長期でみるのかは、様々な視点や意見があり、支部間においても意見が多様になってきているように思われる。保険料率を議論するにあたっては、短時間労働者の適用拡大、大規模健康保険組合の解散、高齢化に伴う医療費、拠出金の負担増、制度改正等、社会的な情勢を踏まえて議論しなければならない。
○　今後も医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造は変わらないと思われ、長期的スパンで保険財政を考えた方が良い。現在の平均保険料率を長期間一定に維持できることは望ましく、事業主及び加入者にとっても10%を堅持した方が良いと考える。 ○　また、支部評議会においても様々な議論があったと思うが、保険料率を一定とするならば、準備金について、医療費適正化や保健事業への活用についても議論していくべきである。

協会けんぽの適用状況

平成30年5月は速報値

年	月	事業所数		被保険者数		任意継続被保険者		被扶養者数		加入者数		標準報酬月額の平均		標準賞与額の平均		標準報酬月額の総額		標準賞与額の総額		標準報酬月額の累計額		標準賞与額の累計額		総報酬額の累計額	
		千事業所	対前年同月比(%)	千人	対前年同月比(%)	千人	対前年同月比(%)	千人	対前年同月比(%)	千人	対前年同月比(%)	円	対前年同月比(%)	円	対前年同月比(%)	百万円	対前年同月比(%)	百万円	対前年同月比(%)	百万円	対前年同月比(%)	百万円	対前年同月比(%)	百万円	対前年同月比(%)
平成26年度	4月	1,690	2.8	20,546	2.3	316	△ 7.2	15,262	0.7	35,808	1.6	275,685	0.3	10,397	15.9	5,664,237	2.6	213,619	18.6	5,664,237	2.6	213,619	18.6	5,877,856	3.1
	5月	1,696	3.0	20,634	2.3	307	△ 7.4	15,219	0.7	35,853	1.6	275,199	0.3	5,490	6.2	5,678,462	2.7	113,284	8.7	11,342,698	2.7	326,903	14.9	11,669,601	3.0
	6月	1,701	3.1	20,682	2.4	300	△ 7.4	15,231	0.7	35,913	1.7	274,868	0.3	25,095	9.0	5,684,823	2.7	519,005	11.5	17,027,521	2.7	845,908	12.8	17,873,429	3.1
	7月	1,707	3.2	20,728	2.5	298	△ 7.7	15,253	0.7	35,980	1.7	275,436	0.4	102,071	3.0	5,709,114	2.9	2,115,688	5.6	22,736,635	2.7	2,961,596	7.6	25,698,232	3.3
	8月	1,712	3.3	20,738	2.5	297	△ 7.7	15,258	0.8	35,996	1.8	276,099	0.5	45,948	0.4	5,725,612	3.0	952,846	2.9	28,462,247	2.8	3,914,442	6.4	32,376,689	3.2
	9月	1,718	3.4	20,772	2.5	295	△ 7.6	15,272	0.7	36,044	1.7	280,444	0.9	10,872	14.0	5,825,330	3.3	225,826	16.8	34,287,578	2.9	4,140,268	6.9	38,427,846	3.3
	10月	1,724	3.5	20,790	2.5	295	△ 7.4	15,300	0.7	36,090	1.7	280,305	0.9	4,744	2.6	5,827,600	3.4	98,622	5.1	40,115,177	3.0	4,238,890	6.9	44,354,067	3.3
	11月	1,728	3.6	20,818	2.6	293	△ 7.4	15,326	0.7	36,144	1.8	280,123	0.9	2,692	△ 2.7	5,831,503	3.5	56,050	△ 0.2	45,946,680	3.0	4,294,939	6.8	50,241,620	3.3
	12月	1,733	3.8	20,854	2.6	292	△ 7.4	15,362	0.7	36,216	1.8	279,914	0.9	100,132	△ 7.6	5,837,421	3.6	2,088,186	△ 5.2	51,784,101	3.1	6,383,125	2.5	58,167,226	3.0
	1月	1,739	3.9	20,836	2.6	300	△ 7.0	15,391	0.7	36,227	1.8	279,897	0.9	90,142	12.0	5,832,047	3.6	1,878,240	15.0	57,616,148	3.1	8,261,365	5.1	65,877,514	3.4
	2月	1,744	3.9	20,846	2.6	299	△ 6.9	15,424	0.7	36,271	1.8	279,844	0.9	10,212	19.8	5,833,752	3.6	212,879	23.0	63,449,900	3.2	8,474,244	5.5	71,924,144	3.5
	3月	1,750	4.1	20,902	2.9	300	△ 6.6	15,491	1.0	36,392	2.1	279,789	1.0	6,423	21.6	5,848,126	3.9	134,244	25.2	69,298,026	3.2	8,608,488	5.8	77,906,514	3.5
平成27年度	4月	1,763	4.3	21,168	3.0	296	△ 6.2	15,411	1.0	36,579	2.2	278,332	1.0	10,442	0.4	5,891,690	4.0	221,036	3.5	5,891,690	4.0	221,036	3.5	6,112,726	4.0
	5月	1,772	4.5	21,264	3.1	289	△ 6.0	15,355	0.9	36,619	2.1	277,854	1.0	5,810	5.8	5,908,334	4.0	123,555	9.1	11,800,024	4.0	344,591	5.4	12,144,615	4.1
	6月	1,781	4.7	21,326	3.1	284	△ 5.3	15,367	0.9	36,693	2.2	277,555	1.0	26,023	3.7	5,919,143	4.1	554,974	6.9	17,719,168	4.1	899,565	6.3	18,618,732	4.2
	7月	1,791	4.9	21,371	3.1	283	△ 5.0	15,387	0.9	36,759	2.2	278,075	1.0	101,040	△ 1.0	5,942,767	4.1	2,159,339	2.1	23,661,935	4.1	3,058,903	3.3	26,720,839	4.0
	8月	1,799	5.0	21,382	3.1	282	△ 5.1	15,389	0.9	36,771	2.2	278,699	0.9	47,723	3.9	5,959,175	4.1	1,020,426	7.1	29,621,110	4.1	4,079,329	4.2	33,700,440	4.1
	9月	1,807	5.2	21,417	3.1	280	△ 5.0	15,402	0.9	36,819	2.2	282,543	0.7	10,557	△ 2.9	6,051,189	3.9	226,092	0.1	35,672,300	4.0	4,305,421	4.0	39,977,721	4.0
	10月	1,818	5.5	21,448	3.2	280	△ 5.0	15,437	0.9	36,885	2.2	282,482	0.8	5,429	14.4	6,058,785	4.0	116,440	18.1	41,731,084	4.0	4,421,861	4.3	46,152,945	4.1
	11月	1,827	5.7	21,495	3.3	279	△ 4.7	15,469	0.9	36,964	2.3	282,306	0.8	2,966	10.2	6,068,142	4.1	63,756	13.7	47,799,227	4.0	4,485,617	4.4	52,284,844	4.1
	12月	1,835	5.9	21,535	3.3	278	△ 4.7	15,500	0.9	37,036	2.3	282,120	0.8	105,872	5.7	6,075,595	4.1	2,280,012	9.2	53,874,821	4.0	6,765,629	6.0	60,640,451	4.3
	1月	1,845	6.1	21,534	3.3	286	△ 4.7	15,524	0.9	37,058	2.3	282,092	0.8	86,725	△ 3.8	6,074,569	4.2	1,867,543	△ 0.6	59,949,390	4.0	8,633,173	4.5	68,582,563	4.1
	2月	1,853	6.3	21,565	3.4	286	△ 4.5	15,563	0.9	37,128	2.4	282,077	0.8	11,084	8.5	6,082,955	4.3	239,035	12.3	66,032,344	4.1	8,872,208	4.7	74,904,552	4.1
	3月	1,859	6.2	21,577	3.2	287	△ 4.3	15,587	0.6	37,165	2.1	282,001	0.8	6,146	△ 4.3	6,084,865	4.0	132,623	△ 1.2	72,117,209	4.1	9,004,831	4.6	81,122,040	4.1
平成28年度	4月	1,877	6.4	21,849	3.2	286	△ 3.5	15,515	0.7	37,364	2.1	282,048	1.3	12,024	15.2	6,162,523	4.6	262,709	18.9	6,162,523	4.6	262,709	18.9	6,425,231	5.1
	5月	1,888	6.6	21,987	3.4	281	△ 2.5	15,470	0.8	37,457	2.3	281,501	1.3	6,587	13.4	6,189,385	4.8	144,819	17.2	12,351,907	4.7	407,528	18.3	12,759,435	5.1
	6月	1,900	6.7	22,038	3.3	275	△ 3.1	15,474	0.7	37,511	2.2	281,174	1.3	28,758	10.5	6,196,422	4.7	633,766	14.2	18,548,329	4.7	1,041,294	15.8	19,589,623	5.2
	7月	1,912	6.8	22,079	3.3	273	△ 3.7	15,480	0.6	37,559	2.2	281,637	1.3	95,895	△ 5.1	6,218,202	4.6	2,117,233	△ 1.9	24,766,531	4.7	3,158,527	3.3	27,925,058	4.5
	8月	1,922	6.8	22,099	3.4	274	△ 3.1	15,487	0.6	37,586	2.2	282,271	1.3	53,019	11.1	6,237,964	4.7	1,171,686	14.8	31,004,495	4.7	4,330,213	6.2	35,334,709	4.8
	9月	1,931	6.8	22,120	3.3	272	△ 3.1	15,482	0.5	37,602	2.1	286,427	1.4	9,929	△ 5.9	6,335,749	4.7	219,628	△ 2.9	37,340,244	4.7	4,549,841	5.7	41,890,085	4.8
	10月	1,942	6.8	22,257	3.8	270	△ 3.6	15,498	0.4	37,755	2.4	285,146	0.9	5,280	△ 2.7	6,346,629	4.8	117,526	0.9	43,686,873	4.7	4,667,367	5.6	48,354,240	4.8
	11月	1,952	6.8	22,322	3.8	267	△ 4.3	15,515	0.3	37,837	2.4	284,704	0.8	3,305	11.4	6,355,073	4.7	73,772	15.7	50,041,946	4.7	4,741,139	5.7	54,783,085	4.8
	12月	1,961	6.9	22,375	3.9	265	△ 4.6	15,543	0.3	37,918	2.4	284,477	0.8	101,058	△ 4.5	6,365,215	4.8	2,261,191	△ 0.8	56,407,161	4.7	7,002,330	3.5	63,409,492	4.6
	1月	1,973	7.0	22,368	3.9	273	△ 4.6	15,568	0.3	37,937	2.4	284,415	0.8	84,076	△ 3.1	6,361,872	4.7	1,880,632	0.7	62,769,033	4.7	8,882,963	2.9	71,651,996	4.5
	2月	1,984	7.0	22,403	3.9	272	△ 4.6	15,611	0.3	38,013	2.4	284,413	0.8	16,035	44.7	6,371,573	4.7	359,222	50.3	69,140,607	4.7	9,242,185	4.2	78,382,791	4.6
	3月	1,994	7.3	22,428	3.9	273	△ 4.8	15,643	0.4	38,071	2.4	284,285	0.8	7,133	16.1	6,375,991	4.8	159,986	20.6	75,516,598	4.7	9,402,170	4.4	84,918,768	4.7
平成29年度	4月	2,014	7.3	22,727	4.0	273	△ 4.7	15,578	0.4	38,306	2.5	282,824	0.3	11,641	△ 3.2	6,427,891	4.3	264,566	0.7	6,427,891	4.3	264,566	0.7	6,692,457	4.2
	5月	2,026	7.3	22,894	4.1	263	△ 6.5	15,533	0.4	38,427	2.6	282,176	0.2	6,961	5.7	6,460,275	4.4	159,374	10.1	12,888,166	4.3	423,940	4.0	13,312,106	4.3
	6月	2,037	7.2	22,957	4.2	258	△ 6.5	15,533	0.4	38,490	2.6	281,874	0.2	25,340	△ 11.9	6,470,954	4.4	581,720	△ 8.2	19,359,119	4.4	1,005,661	△ 3.4	20,364,780	4.0
	7月	2,047	7.1	23,022	4.3	256	△ 6.2	15,558	0.5	38,579	2.7	282,287	0.2	83,652	△ 12.8	6,498,686	4.5	1,925,800	△ 9.0	25,857,805	4.4	2,931,461	△ 7.2	28,789,266	3.1
	8月	2,055	7.0	23,032	4.2	257	△ 6.1	15,557	0.5	38,589	2.7	283,045	0.3	64,467	21.6	6,519,151	4.5	1,484,809	26.7	32,376,956	4.4	4,416,269	2.0	36,793,225	4.1
	9月	2,064	6.9	23,063	4.3	256	△ 5.8	15,556	0.5	38,619	2.7	287,610	0.4	11,696	17.8	6,633,120	4.7	269,751	22.8	39,010,076	4.5	4,686,021	3.0	43,696,097	4.3
	10月	2,074	6.8	23,116	3.9	257	△ 5.1	15,597	0.6	38,713	2.5	287,538	0.8	5,671	7.4	6,646,868	4.7	131,088	11.5	45,656,944	4.5	4,817,109	3.2	50,474,053	4.4
	11月	2,082	6.7	23,156	3.7	255	△ 4.3	15,624	0.7	38,780	2.5	287,372	0.9	3,540	7.1	6,654,412	4.7	81,966	11.1	52,311,356	4.5	4,899,075	3.3	57,210,431	4.4
	12月	2,090	6.6	23,190	3.6	255	△ 4.0	15,650	0.7	38,839	2.4	287,195	1.0	119,709	18.5	6,659,911	4.6	2,775,999	22.8	58,971,266	4.5	7,675,074	9.6	66,646,340	5.1
	1月	2,099	6.4	23,179	3.6	261	△ 4.2	15,674	0.7	38,853	2.4	287,205	1.0	73,157	△ 13.0	6,657,172	4.6	1,695,707	△ 9.8	65,628,439	4.6	9,370,781	5.5	74,999,219	4.7
	2月	2,107	6.2	23,194	3.5	261	△ 4.3	15,706	0.6	38,899	2.3	287,294	1.0	11,409	△ 28.8	6,663,392	4.6	264,622	△ 26.3	72,291,831	4.6	9,635,403	4.3	81,927,233	4.5
	3月	2,113	6.0	23,203	3.5	262	△ 4.3	15,726	0.5	38,930	2.3	287,218	1.0	6,913	△ 3.1	6,664,463	4.5	160,406	0.3	78,956,293	4.6	9,795,809	4.2	88,752,103	4.5
平成30年度	4月	2,127	5.6	23,377	2.9	263	△ 3.4	15,620	0.3	38,997	1.8	286,151	1.2	12,910	10.9	6,689,302	4.1	301,801	14.1	6,689,302	4.1	301,801	14.1	6,991,103	4.5
	5月	2,136	5.4	23,555	2.9	260	△ 1.3	15,559	0.2	39,114	1.8	285,461	1.2	8,177	17.5	6,724,090	4.1	192,602	20.8	13,413,392	4.1	494,403	16.6	13,907,796	4.5
	6月	2,146	5.3	23,608	2.8	253	△ 1.6	15,556	0.1	39,164	1.8	285,185	1.2	26,634	5.1	6,732,585	4.0	628,777	8.1	20,145,978	4.1	1,123,180	11.7	21,269,158	4.4
	7月	*2,155*	*5.3*	*23,648*	*2.7*	*252*	*△ 1.7*	*15,572*	*0.1*	*39,220*	*1.7*	*285,732*	*1.2*	*87,362*	*4.4*	*6,756,872*	*4.0*	*2,065,898*	*7.3*	*26,902,849*	*4.0*	*3,189,079*	*8.8*	*30,091,928*	*4.5*

1. 数値には、健康保険法第3条第2項被保険者に係る分は含まれていない。
2. 標準賞与額の平均は標準賞与額の総額を全被保険者数で除したもの。

平成30年度の都道府県単位保険料率

○ 協会けんぽでは、年齢構成や所得の調整を行った後の「医療費の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定。
○ 全国平均は10.00%であり、最高は佐賀県の10.61%、最低は新潟県の9.63%である。

北海道	10.25%	石川県	10.04%	岡山県	10.15%
青森県	9.96%	福井県	9.98%	広島県	10.00%
岩手県	9.84%	山梨県	9.96%	山口県	10.18%
宮城県	10.05%	長野県	9.71%	徳島県	10.28%
秋田県	10.13%	岐阜県	9.91%	香川県	10.23%
山形県	10.04%	静岡県	9.77%	愛媛県	10.10%
福島県	9.79%	愛知県	9.90%	高知県	10.14%
茨城県	9.90%	三重県	9.90%	福岡県	10.23%
栃木県	9.92%	滋賀県	9.84%	佐賀県	10.61%
群馬県	9.91%	京都府	10.02%	長崎県	10.20%
埼玉県	9.85%	大阪府	10.17%	熊本県	10.13%
千葉県	9.89%	兵庫県	10.10%	大分県	10.26%
東京都	9.90%	奈良県	10.03%	宮崎県	9.97%
神奈川県	9.93%	和歌山県	10.08%	鹿児島県	10.11%
新潟県	9.63%	鳥取県	9.96%	沖縄県	9.93%
富山県	9.81%	島根県	10.13%	※ 全国平均では10.00%	

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

○　都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。
○　都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

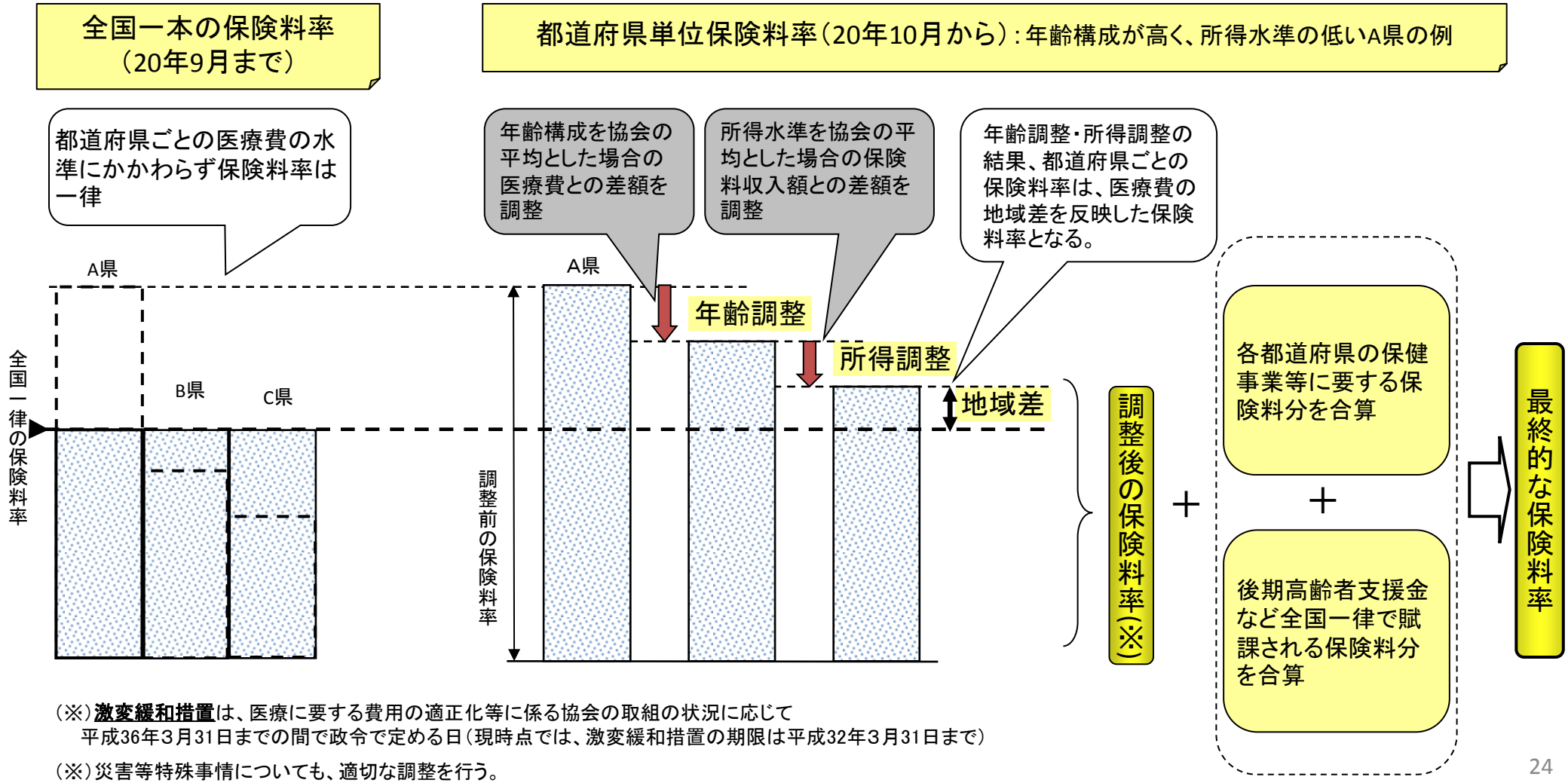

（※）**激変緩和措置**は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて
平成36年３月31日までの間で政令で定める日（現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年３月31日まで）

（※）災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

平成31年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算

〇平均保険料率10%、激変緩和率8.6/10の場合

最高料率			10.77%
	現在からの変化分	（料率）	0.16%
		（金額）	＋224円
最低料率			9.62%
	現在からの変化分	（料率）	▲0.01%
		（金額）	－14円

※1　数値は、政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。
※2　金額は、標準報酬月額28万円の被保険者に係る保険料負担（月額。労使折半後）の平成29年度からの増減。

＜参考＞　平成30年度都道府県単位保険料率
（平均保険料率10%、激変緩和率7.2/10）

最高料率	10.61%
最低料率	9.63%